

A-1-1 セーフコミュニティ活動による日常生活における安全・安心への影響 亀岡市モデル地区における取組の成果分析から

○ 白石 陽子（立命館大学／マチュールライフ研究所）

山内 勇、田中 秀門、湯浅 弘樹（亀岡市）

1. 研究の背景と目的

地域の多様なアクターの協働のもと、住民の健康とウェルビーイングを阻害する外的要因の予防を通じた安全で安心なまちづくりである「セーフコミュニティ（SC）」活動は、先進国・発展途上国を問わず世界レベルで広がっている。我が国においても SC 活動への関心が高まるなか、京都府は、「安全の向上」とそれによる「保健・医療・福祉などにおける財政負担の軽減」に加えて、「（地域）コミュニティの再生」という視点から SC 活動に着目し、府内市町村にその導入を推奨している。そこで、本研究では、京都府が着目した3つの点から SC 活動のコミュニティへの影響について検討する。

2. 研究方法

調査の対象として、我が国ではじめて SC として認証された亀岡市の取り組みを事例として取り上げ、SC 活動という独立変数による地域コミュニティの安全及び地域のつながりなどへの変化をみる。

方法としては、SC 活動のモデル地区となった篠町における取り組みの参与観察を行った。また、SC 活動の導入時に実施した市民を対象としたアンケート調査と SC 活動導入2年後にモデル地区（篠町）において実施した同内容のアンケート調査の結果を比較し、SC 活動が地域に与えた影響の分析を行った。

3. 研究結果

モデル地区である篠町は、従来から自治会が中心となって積極的にまちづくりを進めている地域である。とはいえ、行政の縦割りは地域にも影響を与えており、地域住民による活動も縦割りで行われがちであった。しかし、SC 活動を導入したことで、分野や組織の垣根を越えた協働のもとで地域の課題を把握し、その解決による安全向上の取り組みがみられるようになった。

このような2年間の取り組みが地域に与えた影響については、2007年と2009年に実施したアンケート調査の結果の比較により明らかになった。第一回アンケート調査結果から、地域活動などによる地域とのつながりは地域への愛着、生活の満足度、安心感と相関関係があることがすでに明らかになっている。これらの関係を今回の調査結果との比較することにより、2年にわたる SC 活動が地域の支え合い、住民の日常生活における安心感、満足度などにどのような変化を与えたかを計測する。

4. 結 論

亀岡市篠町における参与観察を通して見えてきたのは、SC 活動の導入によって、地域住民が主体的に地域の課題について議論し、その解決に向けた活動を企画、実施するなかで、様々なアクターと連携する仕組みが形成されていることであった。また、アンケート調査からは、地域活動への関わりや関心が高くなるとともに、重点的に取組んだ高齢者の安全、子どもの安全をはじめ課題であった交通事故に関する不安の低下がみられ、主観的な安全（安心感）の向上が明らかになった。

一方、客観的安心については、外傷件数や事故発生件数の変化などで評価することになるが、SC 活動の成果が数値として反映されるまでには少なくとも5年程度は必要と思われることから、引き続きデータを蓄積した後の分析が予定されている。

京都府建設交通部道路管理課 八田直哉

1 目的

2008年3月1日に日本初のセーフコミュニティとして認証された亀岡市において、地域住民による活動は様々な分野でさらに活発化してきている。しかし、各プログラムの評価については、取組開始後期間が短いことから、実際の評価は実施できておらず、指標等の有効性が検証されていない。

そのような中、本調査は亀岡市の外傷や安心・安全に係る様々な指標を調査し、セーフコミュニティ導入による効果や外傷予防における成果を検証し、亀岡市におけるセーフコミュニティの評価手法確立の一助とするものである。

2 調査方法

調査は統計書などの各種データ、現地における調査、市職員への聞き取りなどをもとに下記の2項目について行った。

(1) セーフコミュニティ導入の効果(メリット)

- ・セーフコミュニティ導入による住民意識や市政を取り巻く環境の変化を調査し、セーフコミュニティに導入による波及効果を検討

(2) 外傷予防における成果

- ・統計書など各種のデータから、外傷や地域の安心・安全に係る指標の推移を調べ、京都府や隣接地域と比較することにより、その有意性について検討

3 結果

セーフコミュニティ導入による効果：安心・安全関連データや取組の活発化などから、セーフコミュニティ導入により市民の安心・安全に関する意識は確実に広まりつつある。外部からの注目度も飛躍的に向上し、地域住民の意欲を良い意味で刺激している。また、行政や大学と地域との協働事業が急増し、安心・安全に係る様々な事業や取組が亀岡市で実施されるようになってきており、その波及効果は非常に大きいと考える。

外傷予防における成果：取組開始後3年、認証取得後1年が経過するが、外傷に係るデータから、セーフコミュニティによる明確な成果を読み取ることは現状において難しいと言わざるを得ない。しかし、取組開始後、精力的に取り組まれてきた子どもの外傷予防に関しては、子どもの交通事故の減少など、その成果と考えられる兆候は見えつつある。

4 考察

セーフコミュニティ導入による亀岡市を取り巻く環境は大きく変化してきており、それが刺激となりその活動はさらに活発化しつつあり、認証による波及効果は様々なところで顕在化してきている。今後、各分野における評価指標の設定を早期に行う必要があるが、評価を持続的に実施していく体制の構築も課題と考える。

『セーフコミュニティ栄区』への取組準備報告
＝横浜市栄区の地域診断と活動モデル＝

○ 稲坂 恵（横浜市栄区総務課）

【目的】横浜市栄区では、本年度、セーフコミュニティへの取組準備に着手することが決定された。

今回、栄区の地域診断を明らかにし、その特性に対応する取組の方向性をまとめ報告する。

【方法】栄区における、事故・自殺による死亡実態や傷害の発生状況から地域診断をまとめ、予防活動の優先順位を明らかにする。また、既存の地域活動にセーフコミュニティへの活動を浸透していくための戦略とモデル活動を紹介する。

【結果】 1 栄区の刑法犯率・火災発生率（平成20年横浜市18区中の栄区ランク）

市内18区のうち栄区の発生率順位は、刑法犯率（人口100人当たり）は1位、火災発生率（人口1万人当たり）は3位と少なく、防犯・防火活動は従来の活動で成功している。

2 事故・自殺の死亡実態（栄区のH15年からH19年までの5年間死亡総数）

人口動態統計から栄区5年間の死亡数を年齢別、原因別で集計した。9歳以下は3名で、交通事故、窒息、他殺、各1名だった。10代は10人で自殺が6名と最多であり、20代から60代までは、同じく自殺が最多で、全て半数以上であった。70歳以上の群では、事故が7割以上であり、転倒・転落、窒息、溺れが、各20人ほどと多かった。18区中、事故では8位と中央値に近く、自殺では13位と多いランクであった。

3 救急搬送の実態（栄区のH20年）

横浜市安全管理局より栄区の救急搬送記録を入手し1年分をまとめた。総数は44269件であり、重症度は、軽症62%、中等度26%と、軽めが多かった。年齢群別の救急車要請率は人口100人当たり、子ども0.91、青年0.94、成人0.62、高齢者1.68であった。主な死亡例は、自殺13人、窒息7人、浴槽内溺れ4人、交通事故3人、転落3人であった。

4 栄区の特性を活かしたセーフコミュニティへの取組モデル構想

栄区は人口12万5千人で、緑と水辺が豊かだが利便性が悪く、高齢率も急速に進展しており、地域の活性化が課題である。協働による区民総ぐるみの運動で、安全・安心まちづくりを推進している中に、セーフコミュニティへの取組準備を入れ込む計画である。

【考察】栄区民に、セーフコミュニティへの取組紹介と、地域診断を周知したところである。今後、自発的な活動支援で協働を進め、6指針にそった活動に成熟していくことを目標にしている。

A-1-4 政治行政課題としての「安全・安心」と「セーフコミュニティ」モデルの有効性 — 事件事故ビジョンゼロ戦略から市民生活安全充足感への切符 —

厚木市SC担当専門委員（警察政策学会理事） 石附 弘

1 目的

近年、市民生活の「安全・安心」は、地域の絆の再生、市民協働とともに、国や自治体のホットな政治行政課題となっている。厚木市も同様にSC導入に際し、行政の立場からSCモデルの問題解決ツールとしての特質や有効性を幅広い観点から検証し、導入戦略を探求する。

2 方法・・・3つの観点から検証

- (1) 「安全・安心」やコミュニティの基本問題の整理、世界の安全潮流の探究
- (2) SCモデル（6指標）の問題解決ツールとしての特質や有効性（理論・構造面から分析）
- (3) 2005年から2009年5月まで、WHO本部、協働認証センター、SC認証ベストプラクティス都市（Lidköping、台北市、亀岡市等18カ所）などのフィールド調査（実証面から分析）

3 結果・・・SCの特質と問題解決ツールとしての有効性を確認

- (1) 市民安全を震撼させる事件事故の続発が、国民の「安全・安心」ニーズを高め、地域の絆の崩壊等がこれを増幅、政治行政の最優先課題に押し上げている。他方、安全文化史を概観すると、個別安全対策から包括的・総合安全システムへ、予防安全から予知安全へ、特に、我が国では、体感治安から市民生活安全充足感への潮流が観察された。
- (2) SC体系（6指標）の分析では、地域の安全向上に関し、①サーベイランスシステム（指標4）を基軸に、②事故等の予防のため外傷実態を把握分析、③コミュニティの主体性の下に、④すべての関係者が組織横断的に協働（指標1）、⑤「安全水準」設計、評価・効果測定等をPDCAサイクルで実施（指標2,3,4,5）するなど、「安全・安心」プログラムの体系的構造的、科学的合理性、最適組織性、継続性等の特質が認められ、問題解決ツールとしての有効性が確認された。
- (3) フィールド調査による実証面からの分析では、①「協働」（指標1）のメカニズムや、②安全計画の効果的推進が相俟って、地域社会資源の活性化やコミュニティ活動の「自主性—創造性—発展性」という好循環を促進、安全水準の向上が図られている。また、そのプロセスを通じて、市民協働の共同意識（地域の絆）が醸成され、生活安全充足感に繋がっている。③特に内外SCネットを通じた相互啓発（指標6）がコミュニティの担い手づくりに大きく貢献、SCが、事件事故の減少対策のみならず、安全安心なまちづくりにおいて最も困難な「人づくり」手法においても、その特質および有効性が確認された。

4 考察・・・SCモデルの「安全・安心」「地域の絆の再生」「市民協働」機能に期待

- (1) SCは予防安全に関し、すべての市民を対象に広範な安全侵害に対して、身近な危険の疫学的解明、安全推進の一元的管理、根拠ある安全対策の推進によって、コミュニティの「安全・安心」問題の包括的向上を目指しており、これまでの個別的予防安全対策では得られない「安全・安心」効果と「地域安全ダイナミズム」の創出が期待できる。
- (2) 地域の絆は、共同体への帰属参加意識に深く関係するが、SCは、そのプロセスにおいて、コミュニティ活動への参加、学び合い等を通じてコミュニティの「人づくり」を期待できる。
SCは、事件事故ビジョンゼロ戦略に加えて、市民生活安全充足感への切符でもある。

A-2-1

佐世保市における口腔外傷調査の結果とその後の展開

○福田英輝（長崎大学病院 予防歯科室）

【はじめに】 乳幼児期の口腔領域の外傷は、歯の外傷、および軟組織損傷が多く、原因として家庭内の転倒・転落が多いことが報告されている。しかしながら、一般歯科診療所を基盤とした調査がないため、日常的に生じている口腔外傷の実態を把握しているかは不明である。長崎大学では、佐世保市歯科医師会の協力を得て、佐世保市内で日常的に発生する軽度から中等度の口腔領域の外傷発生の状況を把握することを目的として「口腔外傷調査」を平成20年度に実施したので報告する。また、当調査に引き続いて実施している佐世保市内の保育園・幼稚園を対象とした外傷予防の取り組みについて紹介する。

【対象と方法】 平成20年1月1日から同年12月31日までの1年間に、佐世保市歯科医師会員が経営する歯科診療所（131か所）にて調査を行った。対象者は、調査期間中に、外傷を主病名として、協力歯科診療所を受療した者のうち、未就学の乳幼児を対象とした。

【結果】

1. 口腔外傷調査の結果

平成20年1月1日から同年12月31日までの期間に93人の受傷者が報告された。

受傷者は、「3歳児」が最も多く19人の報告があった。4歳児以下の乳幼児の受傷は、全体の約80%であった。受傷者の性別については、「女児」（42%）に比較して、「男児」の割合（58%）が大きかった。受傷場所は、「自宅（屋内）」が最も多く、ついで「保育園・幼稚園」、「その他」などであった。受傷状況については、「歯の脱臼」が最も多く、ついで「表在損傷」、「歯の破折」、「開放創」などであった。受傷部位は、左右上顎乳切歯の受傷頻度が最も頻度が高かった。

2) 佐世保市での取り組み

平成21年度は、受傷場所として多く報告されていた保育園・幼稚園を対象とした取り組みを開始した。具体的には、佐世保市幼児教育センターの協力のもと、保育園・幼稚園に勤務する保育士・教諭を対象とした外傷予防のための講演会を4回シリーズで実施した。また、園内での外傷予防を目的とした取り組みを具体化するため、いくつかのモデル園の選定を計画している。

【考察】 年齢別にみた受傷児の数は、1歳から4歳までが多く、5歳から減少傾向であった。日本小児歯科学会が行った調査によると、受傷時年齢は3歳までに約65%が集中してみられることが報告されており、同様な結果を示していた。受傷部位については、日本小児歯科学会の調査と同様に上顎中乳切歯の受傷が顕著に大きかった。日常的に発生している口腔領域の受傷状況を分析することにより、乳幼児期に特徴的な外傷パターンが把握された。今後は、保育園・幼稚園での具体的な取り組みを通じて、口腔領域の外傷予防対策を検討してゆきたい。

A-2-2

十和田市の高齢者は自身の転倒事故をどのように捉えているか

○白神晃子（早稲田大学人間科学学術院）

白神敬介（早稲田大学人間総合研究センター）、豊田佳緒里（老健とわだ）

定喜久美（定設計）、反町吉秀（上十三保健所）

【背景と目的】

十和田市は高齢者（65歳以上）を対象に、転倒事故とその他の加齢に伴う健康問題についての予防プログラムを行っている。しかし、それは高齢者の身体を鍛えることに焦点化しており、例えば高齢者の生活環境を改善するなどの視点に欠けていた。そこで、十和田市の高齢者が自分自身の転倒事故についてどう捉えているかを明らかにし、プログラムを改善することを目的として、本研究を行った。

【方法】

対象は、高齢者の健康安全プログラムに参加していた、十和田市に在住する比較的健康状態の良い高齢者である。プログラム参加者は93%が女性であった。全参加者1066名に質問紙を配布し、転倒についての経験と考えについて尋ねた（回収率91.6%）

【結果】

最近1年間に40%の回答者が転倒を経験しており、うち約半数が何らかの外傷を負っていた。骨折をした者も6%みられた。転倒経験があると答えた回答者のうち84%が転倒事故の原因となるモノ（段差、スリッパ、マットなど）があったと答えた。事故の原因となるモノがあったと回答しているにもかかわらず、自分の身体的な要因によって転倒事故が起きたと考えている者は73%であった。転倒の主な原因が環境にあると考えている者は21%にとどまり、多くの高齢者は自身の身体的な衰えや不注意によって転倒事故が起きたと考えていた。

また、転倒事故を予防するためにどんなことをしているかという質問に対して、もっとも多かったのは「転倒しないように気をつけている」という回答であり、転倒予防のために環境を改善しているという回答は少数（10%）であった。

【考察】

以上の結果より、転倒予防については、高齢者自身が環境改善の必要性に気づいてもらうことが重要であることが示唆された。そのために転倒予防プログラムでは、高齢者の生活環境の客観的な把握を行うことが必要であるといえる。それにより、転倒リスクの高い環境については具体的な改善策を提示することで、転倒予防が実践されるだろう。本研究および実践にあたっては、建築士、PT、OT、保健師、ケアマネージャー、薬剤師、市民ボランティア、研究者などが参加しており、多職種による学際的な協働によって話し合いやプログラム作成が行われている。

A-2-3 厚木市におけるセーフコミュニティの展開とその評価について； 「住民への予防安全に関する調査」の2次分析から

○永井 大樹（東京大学大学院教育学研究科）

梅落 秀一（厚木市役所） 倉持 隆雄（厚木市役所） 衛藤 隆（東京大学大学院教育学研究科）

【本研究の目的】

神奈川県厚木市は、セーフコミュニティの展開の一環として、住民への予防安全の実態調査を実施した。本研究は、この住民への調査データ（第1次データ）について2次分析を実施し、これらの活動を多面的に評価することを目的とした。

2次分析 secondary analysis とは、1次分析で明らかにされなかった点を解明する研究であるといえ、既存の調査データで検証可能な研究テーマであれば、新たに調査を実施する必要がないこと、公開されたデータであれば、時系列の比較や国際比較が可能になることなど、研究資源の効率的な活用につながる¹⁾。最近では、わが国でも官公庁などが、data archives を公開する傾向にあるために、2次分析の必要性は、さらに高まっている。

【厚木市におけるセーフコミュニティの展開と住民への予防安全の意識調査】

厚木市のセーフコミュニティに向けた取り組みは、同市のホームページにまとめられている²⁾。その経緯は、2008年3月の施策方針の重要項目としてセーフコミュニティを明記することから、同4月にはセーフコミュニティ担当課が設置され、分野や部門の枠組みを越えて、市民協働のコミュニティづくりが展開されてきた。これらの取り組みの中には、住民に対するサーベイランスなども含まれ、経年的なデータの蓄積によりプログラムの効果が確認されている現状にある。

本研究の対象である「住民の予防安全の意識調査」は、2008年に個人と世帯について調査を実施した。調査の内容は、個人については、市内で起こったけがの原因、けがの場所、けがの対処（医療機関に受診するなど）、過去の最もおおきなけがとその場所、地域の安全及び犯罪被害への不安などであった。また、世帯ごとの調査の内容は、市内の居住地域、家族構成及び住居の種類、セーフコミュニティの活動理念・内容への理解、居住地域の安全・安心への認識などで構成された。

【本研究の方法及び分析方針】

厚木市より貸与された2008年実施の第1次データについて、個人情報取り扱いに留意し、分析を進めた。貸与されたデータは、Microsoft Excel形式のデータであったため、SPSS Ver.14に読み替えを実施し、分析を進めた。なお、第2次分析の対象は、世帯数が2045世帯、個人が4194であった。

【結果の概要】

SPSS Amos 5.0jを用いて、構造方程式モデルを構築した。特に住民個人の予防安全の意識の構造的な理解と、その構造に与える要因分析を実施した。その結果、高い適合度のモデルが構築された。モデルについては、発表時に詳細を示すものとする。

【文献など】

- 1) 佐藤博樹他編.社会調査の公開データ—2次分析への招待.東京大学出版会.2000
- 2) http://www2.city.atsugi.kanagawa.jp/bouhan/safecom/oshirase/page_24967.html

○山田真司（青森県立保健大学）

山田典子（青森県立保健大学）、川内規会（青森県立保健大学）、

富田恵（青森県立保健大学）、奈良岡恵子（青森県立保健大学）

1. 目的

死亡原因の中で外傷は大きな位置を占めるが、死に至らずとも予後のQOLを著しく引き下げたり、若年層においては高い死亡順位を持つなど、外傷が社会に及ぼす影響は一般に想定されている以上に大きく、外傷の発生を予防することができれば社会全体に対する貢献は極めて高い。しかし、外傷は偶発的に発生するという考え方が長く主流となってきたため、外傷に対する研究は十分に行われてこなかった。本研究では、医療機関における受診を外傷のアウトカムと捉え、外傷発生の予防のための基礎データを収集し、受診を要する外傷の発生率の推定すること及び、受診外傷発生のリスクファクターの特定を疫学的なアプローチにより明らかにすることを目指した。

2. 方法

本外傷調査は青森県Q市において2008年に実施された。Q市では予め広報誌や市施設での掲示などを通して広範な広報活動を行い、外傷調査の社会的意義の啓発と、調査協力の必要性を訴えている。Q市を小学校区単位に分割し、確率比例抽出法により596世帯を無作為に抽出することで調査対象世帯を決定した。この596世帯に対し書面と電話により調査依頼を行い了承の得られた世帯に対して、2008年6月中旬より先方の都合の良い時間に訪問し、面接調査を行った。その結果、467世帯、1,314名（男性591名、女性718名、性別不明5名）から回答を得た。回収率は78.4%であった。

3. 結果

1,314名の対象者中、外傷による医療機関受診者は105名で8.0%であった。この結果から、Q市全体での外傷で受診した人の割合は95%信頼区間で6.5%から9.5%と推定された。2008年3月31日におけるQ市の総人口は66,734人である。これから、外傷受診者数は4,338人から6,334人と推定される。受診外傷の発生数が最も多い原因は「転倒・転落」であり発生場所で最も多いのが「住居内または敷地内」であった。

4. 考察

Q市における外傷関連の既存の統計としては救急搬送数1,788人（2006年）、交通事故の警察統計の負傷者数565人（2006年）がある。本調査では交通事故による外傷受診数はおおよそ20%という結果を得ている。これには警察統計の交通事故以外も含まれているであろうから、外傷受診者の推定割合は妥当なものと思われる。また、最も多い受診外傷の種別が「転倒・転落」であり、発生場所で最も多いのが「住居内または敷地内」であることから、その対策を講じることは容易であろう。

5. 結論

外傷発生の予防を行うためにはその基礎統計を完備することは必須であることが改めて浮き彫りと成った。また、優先順位を決めた外傷予防対策を策定することは十分に可能であることが示された。

A-2-5 乳幼児の保護者の事故予防に関する意識・行動について (子どもの事故予防に関するアンケートから)

○奈須下淳（青森県健康福祉部健康福祉政策課）、藤嶋昭彦（南部町健康福祉課）、
反町吉秀（青森県上十三保健所）、大西基喜（青森県立中央病院中央診療部門）

【目的】

平成18年度と19年度の2カ年にわたり、青森県では、セーフティプロモーションによる「子どもの外傷予防総合推進事業」を実施した。この中で、乳幼児の保護者の子どもの事故予防に関する意識や行動の実態を把握し、その後の対策の検討や働きかけの効果の検証等に役立てることを目的として、乳幼児の保護者に対するアンケート調査を行った。

今回は、1歳6ヶ月児の保護者等に対する調査結果を中心に結果の考察を試みた。

【方法】

県内の各市町村が実施する乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診の会場で、健診終了後、保護者等へアンケート用紙を配布し、その場で記入いただき回収した。

実施時期：平成20年2月～3月、市町村数：32団体、配布数：825枚、

回収数：715枚（回収率86.7%）

調査項目：子どもの死因に関する認知度（1問）、交通・乗り物に係る事故予防（3問）、
家庭内での事故予防（11問）、その他事故予防（4問）、全19問

集計方法：①各問に関する正答率、②問群別の正答率（地域別、年齢階層別、子どもの数別）、

③合計得点（各問1点、15点満点）の分布（地域別、年齢階層別、子どもの数別）等

【主な結果】

<主な集計結果>

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 子どもの死因の第1位が「不慮の事故」であることの認知度 | 45.4% |
| ② チャイルドシートの正しい使用率 | 89.2% |
| ③ 自転車ヘルメットの使用率 | 9.2% |
| ④ 家庭内の事故予防（問群の中で7割以上正解者） | 60.8% |
| ⑤ セーフティプロモーションに関する認知度 | 3.1% |

<統計的な検証結果>

- ① 家庭内事故予防に関し、第3子以上の保護者は、第1子、第2子の保護者に比べ正答率が低い。
- ② 地区別の平均得点は、八戸地域がその他の地域に比べ低い。
- ③ 子どもの数別の平均得点は、3人以上の保護者が低い。
- ④ 子どもの事故に関し意識の高い群（子どもの死因の第1位が「不慮の事故」であることを知っている群）の得点の平均値は、意識の低い群より高い。

【考察】

上記の調査結果が示唆するものとして、以下の2点が推測された。

- (1) 受診児が第3子以降である保護者の点数が低かったことは、3歳児健診における結果でも同様の傾向が見られ、子育てに対する慣れが子どもの事故予防に対する意識・行動の低下に繋がっているのではないかと。
- (2) 子どもの事故の重大性に関する認識が、保護者の行動に繋がっているのではないかと。

なお、地域別の平均得点に係る有意差については、調査対象が健診実施時期の都合から一部の市町村に偏った地域もあるため、今回の調査により傾向を推測することは困難であった。

A-3-1 「高齢者自殺ゼロの町」徳島県旧海部町における自殺予防因子の探索

○岡檀（慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科後期博士課程）

山内慶太（慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科）

【目的】

「高齢者自殺ゼロの町」と呼ばれる徳島県旧海部町の地域特性から、高齢者自殺の予防因子を探索する。

【方法】

旧海部町とその両隣に接する旧海南町、旧穴喰町は、同じ医療圏と警察管区に属し、類似の気候、人口分布、産業構造、社会文化的背景などを有しているにもかかわらず、旧海部町の高齢者自殺率が突出して低い。これら3町の地域特性を、観察、インタビュー、客観的指標の分析をもって比較対照することにより、旧海部町に特有の因子を抽出することを目指した。

【結果】

先行研究において高齢者自殺の危険因子と指摘されているもののうち、旧海部町においては、①健康状態・病苦、②孤独、③ソーシャル・サポート不足、④役割喪失感、⑤うつ状態、以上について危険度が低いことが判明した。旧海部町の面積の小ささ、人口密集度と平地率の高さ、サロン機能の多さなど、他の2町との環境の違いが存在し、自殺危険因子との関係が観察された。また、3町の中では旧海部町からのうつ受診率が最も高く、かつ軽症で受診する傾向が見られた。

江戸時代より続く相互扶助組織「朋輩組」が、旧海部町にのみ現存することに着眼して調査したところ、公平水平なメンバー間の関係、機会均等、ミニマムルール、自由裁量度の高さなど、柔軟な組織構造の特徴が明らかになった。

【考察】

旧海部町のような小規模なコミュニティにおいては、ひとりの問題が全体におよぼす影響が大きい。共倒れを回避するための危機管理を古くから心がけてきたものと思われ、町が今日まで伝承してきた「病、市に出せ（やまい、いちにだせ）」ということわざにもその痕跡が見られる。たとうつ状態のような自殺危険因子が存在したとしても、危険度が高まる過程で早期発見・対応される仕組みが機能している。同町では共存共栄を維持する手立てとして、コミュニティからこぼれ落ちる者を出さないためのセーフティネットを重層的に構築してきたと考えられる。

また、同町の面積の小ささ、人口密集度と平地率の高さなどの環境的条件が、対人間交流や情報流通、サービス享受などを容易にしていることも、社会的要素に起因する自殺危険因子が少ない理由と考えられる。

A-3-2

「自殺のない社会づくりネットワーク」実現に向けた展開構想

(第一報) -自殺多発現場の自殺防止活動からみえてきたこと-

○福山 なおみ (共立女子短期大学看護学科)、茂 幸雄 (NPO心に響く文集・編集局)
川越 みさ子 (NPO心に響く文集・編集局)、藤藪 庸一 (NPO白浜レスキューネットワーク)
佐藤 修 (コミュニティケア活動支援センター)

【目的】 自殺のない社会づくりネットワークは、自殺対策基本法第1条 (2006) にあるように国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会づくりを目指している。自殺予防は、様々な生活の場やレベルでの介入が必要とされる。中でも「水際」での危機介入は、救命だけが目的ではなく、その後の生きる支援につなげることが重要となるが、全国規模での取り組みはみられていない。今回は、自殺を考えている人と直に接する機会のある自殺多発現場で、実際に防止活動をしている人たちの活動から見えてきた共通の課題を踏まえ、3つのネットワーク構想の計画化と具現化に向けた準備活動に焦点をあてて検討することを目的とした。

【方法】 本活動は、ゴールドマン・サックスの助成により2009年4月より実施している。

1. 目的：ネットワーク構想の計画化と具現化に向けての準備活動・自殺多発現場活動者との公開サミットの開催・ネットワーク構想の検討とネットワーク事務局体制づくりを行う。
2. 構想-3つのネットワーク (仮称)
 - ①ゲートキーパー：自殺多発地域で自殺防止活動に取り組んでいる活動者たちのネットワーク
 - ②フォワード：自殺企図者たちの体験を語り合いながら支え合うネットワーク
 - ③シェルター：自殺企図者たちの生活と自立を支援するネットワーク
3. 具体的な活動：自殺多発現場活動者の公開サミット、現場活動者・支援者などの交流活動。自殺未遂体験者のつどいと社会への発信活動、ネットワーク構想の具体的にしくみと具現策の検討。
4. 体制・運営-考え方の基本：会員みんなで作くりあげる、MLでの情報の共有と活動への呼びかけ、月1回の事務局会議と自由参加型の交流会。

【結果】 4月に自殺ストップ！自殺多発現場からの緊急集会～自殺多発地域活動者ネットワークに向けてのキックオフ～：自殺多発現場からの報告 (東尋坊、三段壁、青木が原、京都府天ヶ瀬ダム)、フロアとの話し合い、ネットワーク設立準備会発足式を行った。7月には、自殺企図者たちの「夏のつどい」企画、自殺多発地点における活動等のアンケート調査を企画している。また、7月から8月にかけて自殺多発現場視察、10月には公開サミットの開催を決めている。

【考察】 準備活動に参加する人たちは当初、自殺を思い留まらせるにはどのように支援をしたらいいのか危惧していたが、実践活動に学び、みんなの持てる力を出し合い、互いのところに垣根をつくらぬ《支え合いの文化》が徐々に芽生えてきているように思われる。また、プログラム実施による成果を検証しながら、全国的な活動に広げるためにも研鑽を重ねていきたい。

当日は、自殺未遂体験者「夏のつどい」や「自殺多発現場視察」の結果と考察を加えて発表する。

A-3-3

地域における高齢者の心の健康づくり

—田子町役場の自殺予防事業と地方大学の活動—

○瀧澤透（八戸大学人間健康学部）

酒井千鶴子（田子町役場福祉課） 瀧澤ゼミ学生（八戸大学人間健康学部）

はじめに

青森県田子町は県内でも自殺が多く、2004年は自殺死亡数8人、また死亡率106.4（人/10万対）で県内ワースト1位だった。図1は1995年から2008年の過去14年間の性・年齢別自殺死亡の状況であるが、全女性の自殺23人のうち22人が65歳以上の高齢女性であった。こうした中、田子町役場は2003年より「心の健康づくり事業」を進め、また、大学は2004年より町役場の予防活動に対して、調査や啓発普及、レクリエーション活動などの協力を行ってきた。本報告では、田子町における高齢者の心の健康づくりと八戸大学の活動を紹介する。

実態把握と健康づくり

1) 地域診断

地域診断（Community Diagnosis）は2005年4月に田子町福祉課が実施した「心の健康調査」と、95-2004年の「人口動態統計」を用いて行った。その結果、上郷地区において健康調査の指標「自殺について考える」が12.8%と最も高く、また自殺死亡率（概算）が107.4（人/10万対）と最も高く、町内で予防活動が必要な地域であることが明らかになった。特に分析期間に見られた上郷地区の自殺死亡17人のうち、12人（70.6%）が高齢者（男性9人中4人、女性8人中8人）であったことから、上郷地区の高齢者を重点的に予防対策が検討された。

2) 地域介入

高齢者の自殺予防対策として調査と公民館活動が実施された。まず、2006年に上郷地区の全高齢者を対象に保健師による面接調査が実施され、大学は集計や啓発に協力を行った。また、同年より上郷地区の生活館で、自殺一次予防事業として高齢者の居場所づくりや生きがいを目的とした「お元気倶楽部」が実施されている（現在は2003年から実施されている「生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）」に発展的に統合され「生きがい倶楽部」となっている）。

八戸大学瀧澤ゼミでは、この「お元気倶楽部」「生きがい倶楽部」にこれまで6回参加し、学生によるレクリエーション（ゲームや体操）を通じて心の健康づくりに協力している（図2）。

自殺死亡の減少

こういった予防施策により自殺死亡は大きく減少をしている。町全体で2005年5人、06年1人、07年3人、08年1人であり、特に高齢女性の自殺は07-08年の2年間で発生していない。

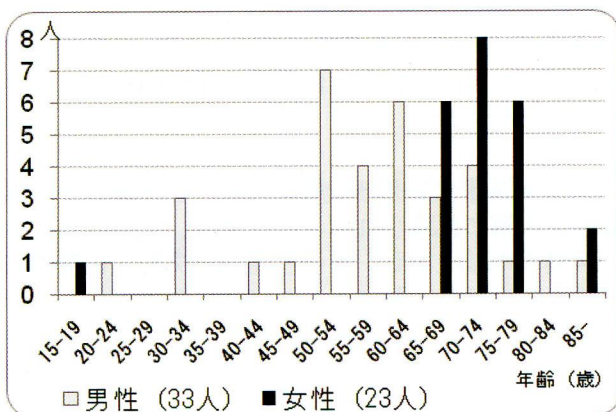


図1 性別年齢別自殺死亡数（95-2008年）



図2 学生によるレクリエーション

○福島眞樹（青森県弘前保健所）

澤谷悦子、山中朋子（青森県弘前保健所）

【目的】

当保健所は、管内の壮年男性の自殺死亡率が高いことから、平成18年度から職域と地域が連携した健康づくり対策の一環として、壮年層の自殺予防対策に取り組んできた。内容は、①健康づくりの推進をねらいとし、地域関係者、職域保健関係者(事業所、労働基準監督署、労働基準協会、産業保健センター、商工会等)と、医師会で構成される津軽地域職域保健連携対策検討会(以下、検討会)の開催(18～20年度)。②管内小規模事業所367か所の健康管理担当者を対象とした心の健康づくりに関する健康管理状況調査(以下、調査)(18年度)。③管内の小規模事業所や市町村等を対象とした心の健康づくり研修会(以下、研修会)の開催(18～20年度)。④自殺予防週間に市町村、職域関係機関に訪問し普及啓発を図る、関係機関訪問(以下、キャンペーン訪問)(20年度)であった。

本報告では3年間の取り組みの成果をまとめ、その上で今後の自殺予防対策推進の方向について検討することを目的とする。

【方法】

取り組みの成果の検討は以下のように行った。①検討会では、各機関の情報・意見交換の内容について。②調査は回答した206事業所(回収率56.1%)における、心の健康づくりに対する意識と取り組み状況について。③研修会では、実施状況と参加者の反応について。④キャンペーン訪問は訪問先機関から寄せられた声について。

【結果】

①検討会は、3年間で計4回開催し参加者は延べ66人であった。18年度は、地域と職域が連携して取り組む必要性を共有し、調査結果の還元とそれに併せた普及啓発として研修会の提案をした。また、既存資源(地域産業保健センター)の活用促進について確認しあった。19年度は、地域産業保健センターから、ストレス度調査とうつ病相談の現状が紹介され、職場のメンタルヘルス対策の強化を確認した。20年度は、経済悪化の中での自殺増加の懸念に対し、改善に向けて「職場の環境と人間関係」及び「家庭の再生」が重要であること、また、長時間労働者に対する医師による面接指導等、新制度の積極的活用などを確認しあった。

②調査では、心の健康づくりを行っている事業所は約2割で、取り組まない理由として多い順に「取り組み方がわからない」(32.1%)、「必要性を感じない」(22.4%)等であった。また、取り組む必要あり(40.6%)としているものの、取り組む予定は少なかった(1.8%)。更に今後必要なことは「特になし」(41.7%)が多く、心の健康づくりに対する関心が低いことがわかった。

③研修会は、3年間で延べ19回、参加者は1,001人で、特に職域との連携は、事業者団体及び労働基準団体の安全衛生大会との共催等として実施した。内容は、調査結果からの問題提起と、うつ病と、自殺に関連する過量飲酒問題に加え、20年度は多重債務問題を含めた。多重債務問題は、「日頃、口に出せない身近にある問題だ。」として参加者は終始真剣な態度で関心が高かった。

④キャンペーン訪問は、職域関連組織が2件で、うち1件は検討会の構成員でもあり、「自組織にとって壮年層の自殺予防対策は深刻で避けられない課題」との認識で、多重債務等の積極的な取り組みと、それに連動した家庭の取り組みが重要であると述べられていた。

【考察】

これまでの取り組みの結果、職域関係者には、地域産業保健センターや産業医等の既存資源の活用を始め、関係者が連携しながら取り組むことの重要性が次第に認識されてきた。今後、この取り組みが地域に根付くためには、より身近な市町村が職域保健や地域産業センターと連携を深め、自殺予防の基本となる生き心地の良い地域づくりをし、更に個々の事例の問題に対して適切に機能できる、顔の見える地域のネットワークづくりが必要である。保健所としては、地域と職域との協議の場を継続し、関係者間の調整や先行事例等の情報提供をするなど、関係機関への支援を通して、更なる壮年層の自殺対策の推進が必要である。

B-1-1 高等学校における学校管理下災害の約 9 割は運動・スポーツ活動時で発生；京都府立高等学校・平成 19 年度事故報告書より

○木村みさか（京都府立医科大学医学部看護学科）

山口 貴子（京都府立医科大学大学院保健看護研究科）

【はじめに】

わが国には、学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行う制度がある。これは、国、学校の設置者及び保護者の三者が運営経費を負担する互助共済制度で、ほぼ全ての児童生徒が加入している（2007 年加入率 99.9%）。我々は、こどもの怪我を予防する観点から災害給付金の対象になった学校管理下事故災害に関する資料（公表されている統計資料）収集と解析を進めている。今回は、平成 19 年に発生した京都府内高等学校における学校管理下災害の個別資料を収集し、特に重症度の高い被災や高等学校で最も報告の多い体育・スポーツ活動時の被災に着目して、発生状況の解析を試みた。

【資料および解析対象】

京都府立高等学校（全日制）47 校から京都府教育委員会に提出された「事故報告書」の平成 19 年 1 月から 12 月までの被災の中から 2749 件を対象とした。これらについて、全国統計で用いられている項目に加え、教科体育とクラブ活動の内容と状況の情報抽出を行なった。

【結果】

対象とした 2749 件について、災害発生件数は全国統計値とほぼ同様な傾向であった。被災状況は、1) 男子は女子の 1.6 倍であり、2) 低学年ほど多く、3) 約 9 割が運動・スポーツ時（約 6 割が体育クラブ、約 2 割が教科体育）に起きていた。4) 部位は下肢が半数で、5) 捻挫や骨折はそれぞれ被災の約 2 割を占め、6) 2 週間未満の軽度な負傷は約 3 割であったが、38 件は治療に 3 ヶ月以上を要した。全被災の約 9 割を占める体育・スポーツ活動時の被災は、1) 種目では球技の割合が高く、教科体育の 6 割、体育クラブの 8 割を占め、2) クラブでは約 7 割が練習時、教科体育は約 2 割が試合時に発生し、3) 原因では、クラブではオーバーワークやプレー中のアクシデント、不可抗力、教科体育では技術未熟等があげられた。

【考察】

我々の過去 30 年間の京都府内高等学校の学校管理下の事故災害の結果では、災害発生率（件数／学生数）は年々増加し、骨折等の重症例の増加も認められてきた。子どもを取り巻く栄養や運動といった生活要因や環境要因は大きく変化し、体力の低下等も問題となっている。このような要因と学校管理下の事故災害発生増加との関連性を明らかにする為には、ケーススタディ等による更なる検討を要する。ただし、本結果からも明らかなように、体育クラブでの災害発生割合が最も高いことより、高等学校での災害予防の為には、まず体育クラブへの早急な対応が望まれる。

B-1-2

次世代を守り導く地域の絆づくり

～各地の子育て支援の事例紹介～

○山本聖子（㈱アーケエンジン）

1 本研究の背景と目的

本研究の背景は、我が国が抱える少子化問題である。そして本研究の目的は、この少子化問題を解消するために住民自ら取組んでいる事例を収集し、そこで生まれる地域の絆が地域の安全・安心づくりにどのような効果をもたらしているのか明らかにするものである。

2 本研究の方法

本研究は、様々な世代の住民が各分野にわたり主体的に取り組んでいる「地域の絆」の事例を収集するため、アンケート調査を実施した。同アンケート調査は、47 都道府県と 17 政令指定都市を対象としている。また、既往文献や資料から収集し、それらの活動内容の実態調査に加え、その効果や問題課題等についてヒアリング調査を行った。

3 本研究の結果と考察

本研究では、健康的な母子ふれあいの活発化を促すことで母親の産後うつ病への予防につながっている事例を取り上げた。この事例は、産後に軽いブルーな気分になる母親達へのメンタルヘルスケアである。メンタルヘルスケアは、母子保健や精神保健の現場のみならず子育て支援分野でも広く必要とされている。また、乳幼児への虐待や、子育て放棄などの一部に産後うつ病が関わっているとも言われている。詳細は発表時に言及するが、本事例は、産後ママへの理解と支援で「産後うつ病」の予防・早期回復を促すよい例である。

この事例から得られる結果は2点ある。第1に、産後の母親支援活動が継続されることで社会的認知度の低かった分野に理解が示されていることである。その結果、産後ママの孤独感が無くなり安心して子育てに向かうことができるという声が聞かれる等の成果がみられた。第2に、同じ症状で悩む母親達のネットワークが構築されることで多世代交流が生まれ、その多世代交流が安心して母親が語らえる場の構築につながっていることが導出された。これは少子化を改善していくための一つの視点を提供する。なお、本研究の結果を導いた具体的な事例¹については、当日発表したい。

最後に、本研究の考察について言及すると、様々な活動を通じた世代間交流の深まりや連携による地域コミュニティの再生や地域の絆の形成は、安全・安心の予防的側面として不可欠の要素であるということが指摘できる。

¹ その他の事例として、山口県在住の民間企業OBが、長年職場で培った知識や経験を県内の子ども達や中小企業、開発途上国などに提供して退職者の生きがいづくりを創出している例がある。さらに、中学生が組織する防犯パトロール隊が、地元企業や市民を巻き込みまちづくりに参加することで一市民としての自覚を持つに至り非行の予防となっている事例等を取り上げる。

B-1-3 厚木市の自転車利用時のセーフティプロモーション活動について

○平野 亮二（神奈川県厚木市 協働安全部 セーフコミュニティ担当）

1. 目的

厚木市において、全交通事故件数は2002年をピークに減少傾向であるが、自転車事故の全交通事故に占める割合は、年々増加の一途を辿っている。また、近年、自転車に係わる高齢者や子供の事故、ひったくりや盗難被害、放置自転車、運転マナーの悪さなど、自転車をめぐる社会問題はいろいろと顕在化しているが、その事故実態等については、調査例もほとんどない状況であった。

2. 方法

自転車の利用度が高い本厚木駅周辺4km圏の駐輪場利用者約2千人に対して、手渡しで配布し回収は郵送と回収箱を設置して、事故・事件被害のアンケート調査を実施し自転車に起因するリスクの実態、事故・事件の発生メカニズムを明らかにした。

3. 結果

利用時に経験したけがや事故の状況は、過去5年間において、けがや事故の経験がある人は26.8%で4人に1人の割合である。場所は「歩道」、「車道」、「交差点」の順である。時間帯は「朝・夕の通勤・通学時間帯」と「昼間」が多い。状況は「自分だけ転倒した」が最も多く、次いで「自動車との接触・衝突」、「自転車同士」である。けがや事故が起きた原因は歩道や交差点では「出会い頭での衝突」が最も多く、車道では「道路に段差があった」が最も多い。医療機関の利用については、26.5%の人が手当を受けており、救急車を利用している人は8.8%であり、警察への連絡は18.6%である。犯罪被害の状況については、49.2%の人がこれまでに自転車に関わる犯罪被害にあっており、そのうちの71.8%が自転車の盗難である。利用時の不安や危険としては、接触や走行環境に関する不安や危険を感じている人が多い。盗難被害の場所は、「自宅」、「買物先など目的地の駐輪場」、「市営無料駐輪場」の順で多い。また、施錠でもツーロックの方が盗難にあいにくいことが明らかになった。安全対策の方向性としては、「鍵かけ」、「ルールやマナー」、「損害賠償保険加入」や「ヘルメット着用」などである。

4. 考察

自転車が加害者となる交通事故減少対策として、小学校低学年と自転車通学が始まる高等学校1年生への重点的な対応が重要であり、交通ルールの周知・徹底と違反の取締りや指導の強化が必要である。利用時のけが・事故対策として、高齢者の転倒対策は安全教室等の開催と体力づくり体操、小学生はヘルメット着用率のアップに努める。出会い頭の事故対策として交通ルールの周知と違反の取締り・指導強化、道路段差改善、危険箇所周知や注意喚起が必要であり、地域と一体となった危険箇所マップや推奨ルートマップの配布も有効である。盗難・いたずら対策として、多発箇所での情報提供、チラシの配布やキャンペーン、また、集中的な地域パトロールや呼びかけ、ツーロック施錠の徹底が必要である。路上駐輪対策は短時間駐輪への対応策が必要であり、意識啓発や意識改革を推進する。駐輪環境の改善として、既存自動車駐車場等の活用や小規模駐輪場の整備、路上への駐輪場設置が考えられる。

以上、自転車利用の現状を調査した結果に基づき、その実態を把握し、科学的なアプローチにより、効果的な対策を実施し、市民との協働による安心・安全なまちづくりに向けて取り組んでいる。

B-1-4 交通安全条例の効果；交通安全条例は交通事故の予防効果はあるのか？

○牧瀬稔（財団法人地域開発研究所）

1 本研究の背景と目的

2009年のがわが国の交通事故死者数は5,155人となった。この数字は1970年の交通事故死者数が過去最悪となった16,765人と比較して、約3分の1まで減少している。この交通事故が減少してきた要因は、多方面から観察することが可能である。その中で、本研究は地方自治体の取組みに着目する。特に地方自治体の取組みの中でも、「交通安全条例」に注目し、その効果や限界を明らかにすることが目的である。

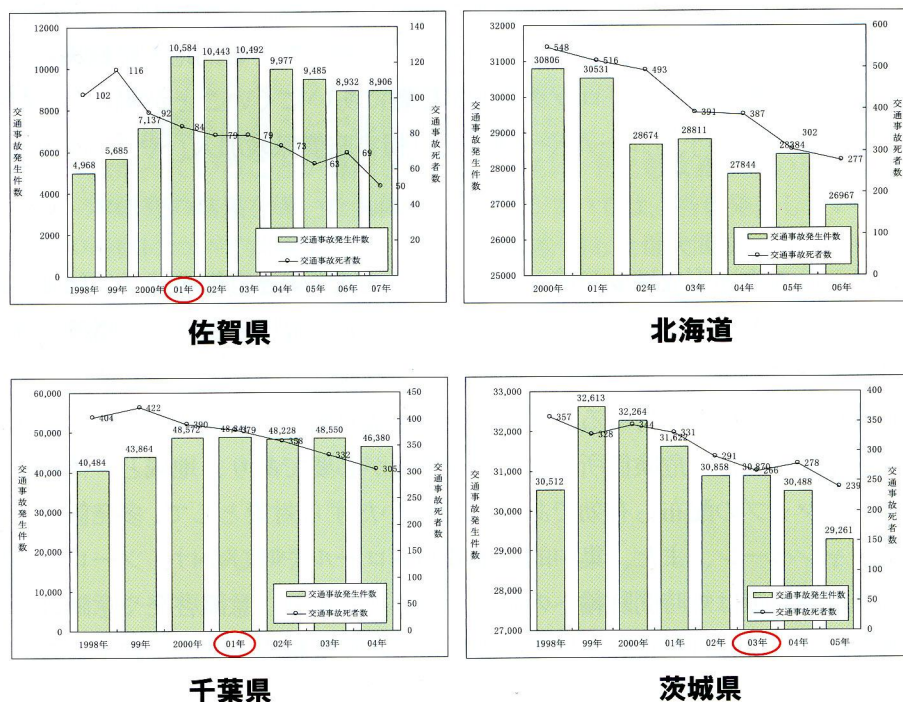
なお、交通安全対策基本法においては、法定計画として、地方自治体は「交通安全計画」を作成しなくてはならない。そのため、多くの地方自治体で交通安全計画は作成されている。しかしながら、交通安全条例の策定は義務化されていないため、条例を制定している地方自治体は少ない現状がある。

2 本研究の方法

本研究の方法は、大きく次の2点にわけられる。第1に、地方自治体が発表している統計資料の収集と加工・分析である。そのことにより、交通安全条例の効果と限界などを明らかにする。第2に、交通安全条例の効果や限界の原因を考察する一手段として、関係者にヒアリング調査を実施した。

3 本研究の結果と考察

交通安全条例を制定している地方自治体は、交通事故発生件数と交通事故死者数を減少する傾向がみられた。下図は都県における交通安全条例の制定年と交通事故発生件数等の推移の関係をみたものである（北海道は1999年に交通安全条例を制定している）。また市町村においても、同様な結果が得られた。



そのほか、本研究においては交通安全条例の各規定を考察し、同条例の類型化を試みている。これらについては当日、報告する。なお、今回は交通安全計画との関係は検討していない。また本研究は問題提起という位置づけのため、フロアーから様々なコメントをいただきたいと思っている。

B-2-1

小学生の防犯教育の内容に関する検討

－子供の防犯関連書籍の内容分析に基づく検討から

刈間理介（東京大学環境安全研究センター、RISTEX）、越智啓太（法政大学大学院人文科学研究科、RISTEX）、○西岡伸紀（兵庫教育大学大学院、RISTEX）、村上元良（京都府中丹教育局、RISTEX）、武藤孝司（独協医科大学、RISTEX）、衛藤 隆（東京大学大学院教育学研究科、RISTEX）、藤田大輔（大阪教育大学、RISTEX）

目的 子供の犯罪による傷害の防止は、Safety Promotion 活動において取り組むべき重要な課題の一つである。しかしながら、子供に犯罪からの被害防止のために何を教えるべきかについては、未だ定まった指針はない。そこで、特に小学生を対象に防犯教育の内容について検討を行うことを目的として、近年出版された小学生を対象とした防犯関連書籍の内容を分析した。

方法 国立国会図書館蔵書拡張検索および Amazon 社の Web ページの和書検索データベースを用い、第 1 キーワードとして「防犯」・「犯罪」・「被害」・「危険」・「安全」のいずれかを、第 2 キーワードとして「子供」・「子ども」・「児童」・「小学生」・「生徒」・「幼児」・「少年」・「少女」・「学校」・「小学校」のいずれかを用いて、合計 50 通りのキーワードによる書籍検索を行い、小学生の防犯に関する日本国内で出版された書籍を抽出した。さらにそのうち、犯罪防止対策について具体的に述べられている書籍を選び、その記載されている防犯対策を列挙し、その内容を比較検討した。

結果 小学生の防犯に関する書籍の刊行は、2004 年以降急激に増加していた。そのうちの 20 書籍について記載されている防犯対策を抽出した結果、20 書籍で述べられている子供の防犯対策に関する事項は合計で約 350 項目に及んでいた。そのうち、「何か危険なことに遭ったり、遭いそうになったら、大きな声を出す」が 19 書籍（95%）、「地域の防犯安全マップを作る」が 18 書籍（90%）、「防犯ブザーを持ち歩き、いざとなったらすぐに鳴らす」が 16 書籍（80%）の順に多かった。しかし、その他の事項については、書籍により記載の有無の差が多く、防犯対策として述べられている事項のうち記載されている書籍数が多かった上位 10 項目についてすべて述べていたのは 1 書籍のみであった。さらに、「他人の自動車には乗らない」は 11 書籍（55%）、「知らない人にはついていかない」は 10 書籍（50%）のみの記載に留まっており、子供の犯罪被害防止のために極めて重要と考えられる事項の記載が、検討対象とした書籍の約半数に留まっていた。

考察 この子供の防犯関連書籍に関する内容検討の結果、書籍により防犯対策の記載の有無に大きなばらつきを認め、このことは子供に犯罪からの被害防止のために何を教えるべきかについて、未だ十分なコンセンサスが形成されていないことを示しているものと考えられた。今後、よりしっかりとした内容の防犯教育をおこない、子供の犯罪被害を防止するためには、発生頻度と被害の程度の観点からなるリスクアセスメントの手法を用い、より科学的な根拠に基づいた防犯対策の内容を選出し、防犯教育の在り方についてのコンセンサス形成に努める必要があると考察された。

B-2-2 不審者から子どもの安全を守るセーフティプロモーション活動

○倉持隆雄、柏木みどり（神奈川県厚木市協働安全部セーフコミュニティ担当）

1. 目的

子どもに対する声かけ事案等は、成り行きによっては事件に発展する危険性をはらんでおり、子どもや親の「体感治安不安感」に大きな影響を与えている。厚木市では、事件発生前の動向でありその実態や背景について実態が不明であった不審動向について、2004年、サーベイランスシステムを構築し、子どもの被害予防を図るためその分析結果をコミュニティで情報共有、地域の安全対策に反映している。その対策等が効を奏し、過去6年にわたり刑法犯認知件数を減少させることができた。しかし、市民意識調査によれば、これが「体感治安不安感」の減少につながっていない。そこで、2008年1月、WHOのセーフコミュニティ認証取得に向けた取組みを開始したのを機に、声かけ事案（不審動向）情報の検証を行うとともに市民アンケートを実施した。

2. 方法

- (1) 2004年から2008年にかけて、警察、学校、自治会、ボランティア団体等から提供された451件の情報を、時間別、動向情報別、年齢別、乗物等別、被害者等別、曜日・月別、天候別、気温別、地域別に分析しその特徴を抽出した。
- (2) 体感治安不安に関する意識調査を2008年10月に実施。世帯主7000人（同居家族を含む）に対し、体感治安不安の程度や不安事項等について調査した（住民基本台帳から調査対象サンプル7000世帯（世帯主は、15歳以上）を無作為に抽出、郵送による配布回収。（回収率29.2%）

3. 結果

- (1) ハイリスク要素の抽出結果は、次のとおりである。不審者等が多く目撃される時期・環境・状況は、水曜日（21.29%）、月曜日（19.7%）、夏休み前後の6月（14.1%）、9月（11.97%）、晴れた暖かく気持ちの良い日（67.07%）の午後3時から午後5時までの間に多い。また、繁華街を取り巻く公園、駐車場付近の死角のある路上等、新興住宅街やアパート、公営住宅の多い地域に多い。そして状況は、徒歩か自動車を利用し、一番多いのは「露出狂（25.05%）」で他は「体を触れられた」「声をかけられた」「写真を撮られた」「腕をつかまれた」「車に連れ込まれそうになった」などである。事件へ発展可能性のある特に危険な動向としては、「声かけ事案（12.20%）」「尾行・追いかけて（8.43%）」「腕をつかまれた（2.66%）」「連れ去られそうになった（2.44%）」など子どもの現実的危険性が認められるものが約4分の1を占めた。ターゲットとなりやすい潜在被害者等の特徴は、女子中学生（33.92%）、女子児童（30.38%）で、全体の半数である。
- (2) 居住地域の安心・安全について不安感を持っている人が22.4%、また、1年前に比べて5人に1人が、体感治安が悪くなったと回答があった。不安を感じる事項は、「子どもの連れ去り（25.7%）」に最も多くの市民が不安を感じ、状況では「街灯が暗いところ（20.7%）」、「人通りの少ない道（20.1%）」、「木や茂みなど管理が行き届いていない場所（15.6%）」を不安と感じている。男性と比べて女性、年齢階層では若年層でその傾向が強い。このほか、良好な近隣関係が不安感の大小に深く関係している。

4. 考察

不審動向サーベイランスシステムの有効性については、今回の調査において、子どもに対する犯罪被害の未然防止のためには、事件に至る前段の不審動向サーベイランスが極めて重要であることが確認され、ハイリスク像など、今後、重点的に対策を講じる対象が明らかになった。また、体感治安不安に関する意識調査については、「子どもの連れ去り」が、市民の最も関心の高い地域課題であることが明らかになったので、関係機関や地域、学校との協働による安全対策をさらに強力に展開していく必要がある。

B-2-3

死因究明と事件・事故予防（1）；法医学の立場から

○岩瀬 博太郎（千葉大学大学院医学研究院法医学講座 教授）

福島 至（龍谷大学法科大学院 教授）

<目的>

死因究明制度が事件・事故予防にとって重要であることを明らかにし、あるべき制度を論じる。

<方法>

法医学専門家の立場から、実務経験を踏まえて、実証的に考察する。

<結果・考察など>

一般に、先進国における死因究明制度は、個々の死因を適正に診断し、死因に関連する情報を社会の福祉・安全の維持のために役立てることを目的として存在するが、日本の死因究明制度は未発達のまま放置されている。日本では毎年変死・異状死が約15万発生するが、その法医解剖率（司法解剖または行政解剖が実施される率）は10%に満たない。他の先進国では数十%から100%が法医解剖されることに比べれば、日本は最低の水準にある。こうした未熟な死因究明制度の下では、死因が正確に判定される前の段階において、警察が犯罪性の有無を判断することが常態化し、犯罪性がないと警察が一度判断してしまえば、死因を正確に特定せずに、遺体を火葬してしまうことが大半を占めている。そうした死因が特定されていない事例の中に、犯罪や事故、流行病の見落とし事例が混在する事態が発生している。力士暴行死事件やパロマ社ガス湯沸かし器の酸化炭素中毒死亡事件などは記憶に新しい。このように、日本ではそもそも、死因に関する情報採取が量的に不足しており、それにより社会的な問題が発生しているといえる。

別の側面での問題もある。日本における、変死・異状死は、結果的に司法・行政解剖いずれの解剖がされる場合であっても、遺体周辺の環境調査に関しては、警察が、実施する制度になっており、死因究明において得られた情報は、犯罪捜査以外の目的で活用されにくい状態が発生している。つまり、日本においては、死因に関しての情報の採取量と、情報の活用方法のいずれにも不備があるといえ、事故、自殺、流行病、労災、医療関連死などについて、予防対策等への情報の有効利用は行われぬ。近い将来に、死因に関わる情報の採取と活用の両面で有効な法律や制度の改善が果たされ、犯罪だけでなく、事故や流行病など、犯罪以外の国民にとっての脅威に対しても、対策可能な死因究明制度が構築されるべきである。

そのような中、民主党は、死因究明に関連し、法医科学研究所設置法案と、死因究明局設置法案を数年前に提出した。昨年からは、日本法医学会から、死因究明医療センターの設置に関しての提言が出され、また、自民・公明両党においても、異状死の死因究明に関する議員連盟が作られ、提言を行うなど、少しずつ改善の兆しが見え始めている。今後は、解剖や薬物検査など、医学的な死因究明を量的に実施する人員設備の整備という議論は勿論であるが、そのほかにも、死因に関する情報の有効活用の方策についても議論がされるべきであろう。

○福島 至（龍谷大学法科大学院 教授）

岩瀬 博太郎（千葉大学大学院医学研究院法医学講座 教授）

<目的>

死因究明制度が事件・事故予防にとって重要であることを明らかにし、あるべき制度を論じる。

<方法>

法律学専門家の立場から、歴史的、比較法的に制度を考察する。

<結果・考察など>

世界の死因究明制度を概観すると、大きく二つの流れがあるといえる。ひとつは、英米法系の coroner 制度であり、独立した裁判官職ないしそれに準ずる職が死亡原因確定の責任を担うというやり方である。もうひとつはドイツ法を代表とするヨーロッパ大陸法系のやり方であり、犯罪捜査に責任を持つ警察官ないし検察官がもっぱらその責務を引き受けている制度である。ただ、それぞれの流れの中でも、法医専門家や法律専門家の関与程度に違いがある。日本の制度は、大陸法系の流れをくみ犯罪捜査に傾いた制度で、警察官主導で行われ、法医専門家の関与が低い上に、法律専門家の関与はほとんどない制度だと特徴づけることができる。

死因究明制度の主たる制度目的は、犯罪捜査という刑事司法上の必要性のみからとらえるべきではなく、ひろく人々の健康や安全確保におくべきである。死因究明で得られた情報を、将来の同種の事件・事故防止に広く役立てるべきである。そう考えると、警察を主たる担い手とする大陸法系のやり方は、不十分、不適切な制度といわざるを得ない。なぜなら、そのような制度は、捜査の必要というバイアスに支配された死因究明になってしまうからである。医療関連死事件などを見れば、その弊害は明らかであろう。したがって、死因究明の独立した専門職である coroner 制度をとる英米法系のやり方が、基本的には望ましい枠組みである。

coroner 制度はイングランドを起源にした歴史的な制度であり、英米法系の国々で様々に発展してきた。なかでも、オーストラリア・ビクトリア州の coroner 制度は、その目的を公衆の健康や安全確保に明確に置くとともに、法医専門家と法律専門家との充実した協働を図り、予算的にも十分な裏打ちがなされている。coroner が、事件・事故の再発防止のために勧告権限を有しており、期待されている役割を果たしている。

上記の知見を踏まえて、最近日本で公表された各死因究明制度改革案を評価する。いずれも、予算的措置をはらって法医専門医の関与を強化する方向を示しており、その点は高く評価したい。しかし、引き続きその担い手を警察にしている点には、大陸法系のやり方がもっている問題点を克服できないうらみがある。また、日本の警察は情報公開に消極的な態度があり、独立性の点でも疑念が残る。

B-2-5 DV 被害者支援における民間シェルターの機能と役割について (第1報)

○辻 龍雄^{1,2}、小柴久子¹、加登田恵子^{1,3}、澤田寿子¹

¹山口女性サポートネットワーク、²つじ歯科クリニック、³山口県立大学社会福祉学部

【目的】DV被害者の保護・自立支援については民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な要望に応えるためには、官民の連携が不可欠であると認識されている。今回、地方自治体の民間シェルターへの財政援助状況に焦点をあてて調査を行ったので、その概要を報告する。

【方法】中国地方4県の4箇所と福岡県内の2箇所の民間シェルターの平成20年度事業計画報告書と決算報告書を基に調査し、必要な場合には補足的な取材を行った。

【結果】6箇所の民間シェルターの当期収入は286万円から2,636万円と幅広く、当期収入の平均額は13,601,061円であった。調査結果を表1に示す。

表1 民間シェルターへの地方自治体からの財政援助額比較 (平成20年度)

	福岡県内A	福岡県内B	鳥取県内C	広島県内D	岡山県内E	山口県内F
当期収入	21,872,356	7,334,153	19,442,875	3,725,435	26,368,741	2,862,807
行政援助額	12,287,318	300,000	11,785,250	1,849,550	11,634,351	258,050
行政/当期収入	56.18%	4.09%	60.61%	49.65%	44.12%	9.01%
寄付金	3,057,817	5,000,358	3,659,885	531,710	292,763	1,302,300
会費収入	769,000	342,000	81,000	117,000	331,000	584,000
会費/当期収入	3.52%	4.66%	0.42%	3.14%	1.26%	20.40%
会員数	200名	51名		60名		122名
人件費	6,029,480	140,000	627,000	0	0	480,000
保護件数	20件48名	17件33名	38件68名	11件24名	24件44名	4件13名

【考察】この調査は、各地方自治体の援助額の多寡を指摘するのが目的ではなく、地方自治体のDVへの取組み姿勢の違いを検証していくことにある。今回の調査結果をみると、自主財源である会費収入は少なく、民間シェルターの活動は寄付金や行政からの援助で行われている現状が明らかになった。地方自治体からの援助は、一時保護体制の整備(家賃、夜間警備体制)、入所支援(移送、医療費用)、自立支援(自立に際しての家賃など初期費用)、支援体制強化(支援者の質の向上)、DV防止法対象外被害者保護などの事業に使用されている。公的シェルター(婦人相談所)では、高齢者や、DVで精神的なダメージを受けて医療ケアが必要な人、中学生以上の子どもがいる人、公的シェルターになじめない人、そして、子供や親からの暴力などのDV法対象外被害者は保護されない。官民が連携することで、初めて、こうした被害者の保護や自立支援を行うことができる。

DV法二十六条では、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。」と明記されているが、今回の調査によって、各都道府県における具体的な民間団体への財政援助には、かなりの地域差がみられることが判明した。今後、我々は、さらに調査範囲を拡げて官民連携の実態検証と要因分析を行う予定である。

○山根 俊恵 (NPO 法人 ふらっとコミュニティ)

【目的】 我が国において 2006 年に障害者自立支援法が施行され、住み慣れた地域での自立支援が求められるようになった。しかしながら、精神障がい者支援においては保健所デイケアの終了、他の障害との社会資源の格差、病院と地域の関係の希薄さ、家族会の高齢化など多くの課題を抱えていた。そのため地域で精神障がい者を支える仕組み、ソーシャルサポートネットワークの構築の必要性を感じ、2005 年 11 月に NPO 法人ふらっとコミュニティを設立し、支援を開始した。本研究の目的は、現在当法人で行なっている活動を通して当事者や家族を地域でどのようにエンパワメントしているのかを報告し、地域支援のあり方について検討することである。

【方法】

1. 自分らしくいられる場所の提供として、2006 年 9 月に民家を借りて精神障がい者の地域支援を開始した。開始に至っては自治会の協力を得て説明会を行い、地域住民の理解を得た。
2. 民家を“ひだまり”と名づけ、フリースペースとして週に 3 回 (9:00~16:00) 開放し、地域で生活する精神障がい者の人たちが利用できるようにした。
3. これまでの活動を振り返り、精神障がい者に必要な地域支援のあり方を分析する。

【結果】 “地域で自分らしく生活する”には、どんなサポートが必要なのか、地域のニーズに応えるためにはどのような活動が必要なのかを当事者の方たちと一緒に考えながら活動を実施し始めた。当事者支援事業としては、生活技能訓練 (SST)・服薬心理教育・デイサービス・ナイトケア・当事者の会・パソコン教室・パン DE ランチの実施と宇部市より日中一時支援事業の受託をしている。その他の事業としては、家族支援事業、在宅支援者を支えるための事業 (事例研究)、一般講演会、ボランティア養成を実施している。さらに、地域の社会資源を知ってもらうために社会資源マップを作成し、「メンタルウォークことしば」と称してそれぞれの事業所をスタンプラリー形式で回り、見学説明を受けるといったイベントを行っている。また、地域情報の発信及び病院と地域、人と人がつながっていくことを目的としてメンタルヘルスうべの冊子の発行をしている。これらの活動は地方新聞に掲載され、今では地域住民の理解を得る機会になっている。当事者からは、“ひだまり”の存在が「自分の安らぐ場」、「帰ることができる場」、「相談できる場」、「当事者同士の関わりの場」になっているとの声が聞かれている。

【考察】 精神科病院を退院する患者にとって、退院させる側の医療者が地域にどんな社会資源があるのかをまず知ることが大切である。そして、病院と地域、人と人がつながることで地域支援が始まると言えるのではないか。病院の敷地内のサービスをつなぐことで完結するのではなく、地域のニーズに合った社会資源の発掘やその人に合った支援の在り方が求められている。私たち専門職が必要と思ったケアを一方向的に提供するのではなく、どのような援助がリカバリーに繋がるのか当事者から学び、精神障がい者の人達が主体的に生活することができるような支援のあり方が求められている。そして、共に活動していくことを通してネットワークの構築、地域住民の理解と共生の街づくりにつながっていくのではないかと考える。

○松井 典夫（大阪教育大学附属池田小学校）

浅田正志・佐々木靖・藤田大輔（大阪教育大学附属池田小学校）

1. 研究目的

児童が被害に会う事件・事故は引きも切らず、児童が安心・安全な学校生活を送るためには安全教育の必要性は高まる一方である。本校大阪教育大学附属池田小学校においては、平成13年6月8日に、ひとりの暴漢によって8名の児童の尊い命を奪われ、多数の児童や教職員が負傷するという凄惨極まりない事件を体験した。この事件以降、児童の安心・安全観を育むべく、本校においては安全教育に力を入れて研究を進め、今年度、安全科を創設するに至っている。

本研究は、AED（Automated External Defibrillator）[自動体外式除細動器]を含めたBLS（Basic Life Support）に関するスキル学習を通して知識理解を深めることによって、豊かな人間的感性と命に対する実感を育むことを目的としている。

2. 研究方法

実践事例『命のバイスタンダー ～私が本当にできること～』（第5学年）

AEDとはBLS全般の中におけるひとつのものであり、決してトピック的に扱うべきものではない。そこで、AEDを含めたBLS教育に取り組み、BLSのスキル学習を通して、命に関わるバイスタンダーとしての実感を育み、命に対する実感と恐れを感じさせることを目的とした。

3. 結果

事前アンケートでは、児童は、もし目の前に傷病者がいたらという質問に対し、90%の児童が、何らかの方法で傷病者を助けると答えた。しかし、BLSのスキルを習得した結果、「助ける」と答える児童は激減した。このことは、児童が「助けたい」という思いを持ちながらも、命に関わることの恐れを実感したことには他ならない。そこから初めて、児童は自分が本当にできることを実感を持って考えることができるようになったのである。

4. 考察

『命のバイスタンダー』の実践においては、授業者の意図するねらいが達成された感がある。しかしそれは、実践者の直感的なものであり、実証性に欠けるものである。今後の研究においては、児童の命に対する意識が変容していく様相を、行動・表情・発言やつぶやきから情報を得ることによって、より実証的な研究へと高めていきたい。

○佐々木 靖（大阪教育大学附属池田小学校）

井上伸一・浅田正志・藤田大輔（大阪教育大学附属池田小学校）

1. 目的

平成20年度中に校内で起こった外傷事故の学年別・学級別・時間別・場所別のデータを作成し、日常の安全点検業務を改善する。また、そのデータを授業で活用し、安全な生活のあり方について子ども自身で考えようとする態度を育てる。

2. 方法

バーコードリーダーを使って、外傷の発生状況をエクセル形式のデータにまとめる。そのデータを各教員が加工して、安全科の授業の中で活用する。また、外傷が多い場所や時間帯を共通理解し、日常の指導や安全点検のあり方を検討する。そして、それらの取り組みと外傷事故の増減との相関関係を探る。

3. 結果

ここで述べる外傷事故とは、学校内および登下校時に発生し、なおかつ保健室または病院で何らかの手当てを受けたものを指している。学年別にみると、下級生ほど外傷事故が多い。特に低学年は教室での外傷事故が多く、上級生になるほど運動場での外傷事故が増加する。外傷事故の30%は運動場で発生している。しかし、同学年であっても学級間での差が激しいという事実もある。今後さらなる要因の分析が必要である。

4. 考察

子どもたちの外傷事故を少なくすることは、保護者や学校関係者の願いである。しかし、怪我をさせないようにと過保護になったり、保健室に行くことを我慢させたりすることがあってはならない。現在のところ、外傷の程度による区分ができていないため、外傷事故の多少だけに目を向けて判断すると、本当の大きな危険を見逃す恐れがある。集計されたデータ以外の要因も合わせた総合的な判断をする資質が学校関係者に求められていると考える。

B-3-4

地域ぐるみで安全・安心な地域づくり

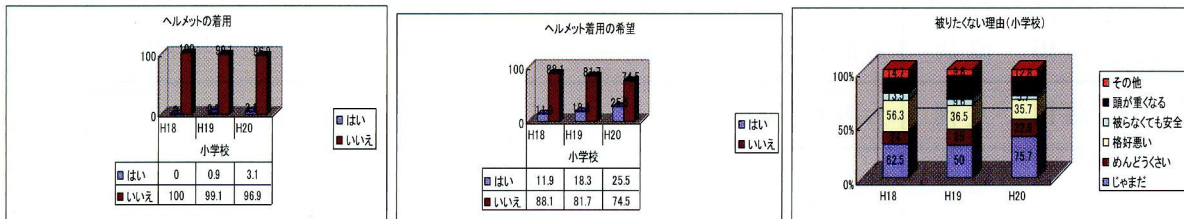
○棚瀬 敏雄（長橋地区子ども安全見守り隊連絡会）

1 なぜ、組織したのか

近年、不審な声かけの事案が頻繁に起きている。長橋地区においても心ない大人による声かけ事案が発生している。また、放課後、休日などに地域で生活する子どもたちは自転車による事故を起こしたり、危険箇所での遊びで怪我をしたり、不用意な行動により怪我をしたりしている。だから、学校外における子どもたちの安全を確保してあげる必要があった。しかし、学校の教職員だけでは人数が少なくとても難しい。そこで、地域の子どもの健やかな成長を願う大人たちに呼びかけ、長橋地区に暮らすすべての子どもたちを見守る組織を立ち上げたものである。

2 活動のねらいは何か

組織の設立のねらいは、子どもたちの登下校や休日等の安全を保障し、元気に怪我なく活発に活動させたいという思いからであるが、その他に、それぞれの活動に対しては個別のねらいをもって活動している。今回発表の「ヘルメット着用の実態と意識調査」については、中学生を含め、ヘルメットをかぶっている子どもがいないという実態や、また、かぶることで大きな怪我を防ぐことができると知っていても親たちもかぶらせていないという状況を知って、なんとか子どもたちが「自らかぶろうかな」という気持ちを持ってもらえるようにと思い実施したものである。



3 活動の結果及び成果は何か

(1) 見守り隊の活動で地域の大人たちは変わったのか

- ・学校帰り子どもたちを畑から、家の中から、見守る大人が現れている。
- ・4年目になる見守り活動を評価し、積極的に手伝おうとする大人が現れている。
- ・保育園、小学校、中学校、町内会、機関・団体の連携が点から面に広がった。

(2) 「ヘルメットの着用実態と意識調査」で子どもたちに変化が見られたのか

- ・小学生にヘルメットをかぶる子どもができた。(H18-0人、H19-1人、H20-3人)
- ・ヘルメットを持っていないが、かぶって自転車に乗りたいと思う子どもが小・中学生共に増えてきた。
- ・「かっこうがわるいから」かぶらないという子どもたちの人数が減少し、意識が変わってきた。